

薬生食輸発0526第2号  
令和4年5月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産バナナのペルメトリン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年5月24日付け薬生食輸発0524第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産バナナのペルメトリンについて、検査命令を解除したことから、令和4年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了解の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年5月26日	ベトナム	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ペルメトリン)	